

四半期報告書

(第45期第1四半期)

株式会社 幸楽苑

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成26年8月13日

【四半期会計期間】 第45期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社幸楽苑

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 久保田 祐一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 久保田 祐一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第1四半期 連結累計期間	第45期 第1四半期 連結累計期間	第44期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	8,658,284	9,187,719	37,201,092
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△168,641	13,268	920,091
四半期純損失(△) 又は当期純利益 (千円)	△207,473	△71,080	169,549
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△196,438	△47,156	166,865
純資産額 (千円)	8,962,370	9,150,966	9,208,411
総資産額 (千円)	23,694,767	24,049,616	23,332,116
1株当たり四半期純損失 金額(△)又は1株当たり 当期純利益金額 (円)	△12.96	△4.41	10.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	10.57
自己資本比率 (%)	37.73	37.94	39.35

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第44期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第45期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）におけるわが国の経済は、政府の経済政策及び日本銀行による金融政策により、緩やかな景気の回復基調が継続しております。しかしながら、消費税増税に伴う物価の上昇、ガソリン価格の高騰や電気料金の値上がりなどにより依然として消費者の生活防衛意識は根強く、不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、一部にデフレ脱却といった好転の兆しがあるものの、異業種を含む企業間のシェア獲得競争の激化、景気回復を受けた人手不足、人手不足対策による時給の引き上げ等による店舗運営コストの上昇など不安定な要素も抱え、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような状況の中で、当社グループは、中長期的な数値目標を達成し企業価値を高めていくため、『収益基盤の改善と成長拡大への再挑戦』を行動目標として、体质強化に向けた収益構造の改善と積極的な新規出店を推し進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高9,187百万円（前年同期比6.1%増）、営業損失15百万円（前年同期営業損失171百万円）、経常利益13百万円（同経常損失168百万円）、四半期純損失71百万円（同四半期純損失207百万円）と増収となりました。また、当第1四半期連結会計期間末のグループ店舗数は523店舗（前年同期比2店舗純増）となりました。

事業の種類別セグメント別の業績は次のとおりであり、金額については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んで表示しております。

① ラーメン事業

ラーメン事業においては、「価格」より「価値」を重視した新たな商品メニュー「海老ギョーザ」を全店に導入するとともに、好評を得ている「大盛り無料」キャンペーンを継続的に開催し、客数及び客単価の改善に努めてまいりました。この結果、直営既存店の前年同期比は、売上高7.5%の増加、客数1.2%の増加、客単価6.2%の増加となりました。また、品質向上と原価低減対策として、小田原工場にチャーシューラインを新設いたしました。

店舗展開につきましては、国内においては新規に「幸楽苑」6店舗（ロードサイド1店舗、ショッピングセンター内フードコート5店舗）を出店するとともに、スクラップ・アンド・ビルトを2店舗（うち、7月オープン1店舗）、スクラップを4店舗で実施いたしました。また、海外においては新規に「幸楽苑」2店舗を出店いたしました。これにより、店舗数は、直営店504店舗（前年同期比7店舗純増）となり、地域別では国内499店舗、海外5店舗、業態別では「幸楽苑」504店舗となりました。

この結果、売上高は8,942百万円（前年同期比6.5%増）となり、営業利益は428百万円（同54.4%増）と増収増益となりました。

② その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（和食業態の店舗展開）、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、新規に「幸楽苑」1店舗（ショッピングセンター内フードコート）を出店し、店舗数は17店舗（前年同期比5店舗減）となり、業態別では「幸楽苑」17店舗となりました。また、その他外食事業につきましては、店舗数は直営店2店舗、業態別では「和風厨房伝八」2店舗であります。

この結果、その他の事業の売上高は459百万円（前年同期比8.4%増）となり、営業利益は84百万円（同10.3%増）と増収増益となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて477百万円増加し、3,543百万円となりました。これは、現金及び預金が510百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて240百万円増加し、20,506百万円となりました。これは、リース資産が159百万円、投資その他の資産「その他」に含まれる退職給付に係る資産が105百万円それぞれ増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて717百万円増加し、24,049百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて568百万円増加し、7,378百万円となりました。これは、短期借入金が667百万円、流動負債「その他」に含まれる預り金が166百万円それぞれ増加し、未払法人税等が335百万円、流動負債「その他」に含まれる未払費用が281百万円それぞれ減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて206百万円増加し、7,520百万円となりました。これは、長期借入金が195百万円、固定負債「その他」に含まれるリース債務が115百万円それぞれ増加し、固定負債「その他」に含まれる退職給付に係る負債が111百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて774百万円増加し、14,898百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて57百万円減少し、9,150百万円となりました。これは、利益剰余金が92百万円減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、平成21年5月14日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するため、買収防衛策の内容一部変更及び導入継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入継続」（以下、「本対応策」という。）について決議し、平成24年6月20日開催の当社第42期定時株主総会における承認を得て導入継続しております。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、平成27年3月期を初年度とする3ヵ年の新中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。この中期経営計画の骨子は、次のとおりであります。

イ 1,000店舗体制に向けた出店強化

(10年以内に国内1,000店舗達成を目指す。)

ロ 既存店活性化対策

(既存店売上高前年比98～100%の維持)

ハ 商品開発力の強化とコア商品のブラッシュアップ

ニ マーチャンダイジングシステムの再構築

ホ 大量出店に対応した人材確保と教育システムの強化

ヘ 財務体質の強化

ト コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、 経常利益率10%、投下資本利益率（R O I）20%以上、自己資本利益率（R O E）10%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

③ 本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

ロ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることができます。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客觀性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

ロ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。

⑤ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成27年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであります。

⑥ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながることになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものであります。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続又は廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は15百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,372,741	16,372,741	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	16,372,741	16,372,741	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	9,000	16,372,741	5,805	2,728,918	5,805	2,675,326

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,289,400	162,894	同上
単元未満株式	普通株式 59,441	—	同上
発行済株式総数	16,363,741	—	—
総株主の議決権	—	162,894	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社が導入した「株式給付信託(J-ESOP)」の信託口が所有する250,200株は含まれておりません。
 2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。
 3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式73株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑	福島県郡山市田村町金屋 字川久保1-1	14,900	—	14,900	0.09
計	—	14,900	—	14,900	0.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,651,937	2,162,901
売掛金	200,444	157,882
たな卸資産	300,294	306,183
その他	913,125	916,263
流動資産合計	3,065,802	3,543,230
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,112,474	6,191,486
土地	3,954,241	3,954,241
リース資産（純額）	3,717,863	3,877,687
その他（純額）	1,135,436	1,148,912
有形固定資産合計	14,920,016	15,172,328
無形固定資産	162,613	164,155
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,161,011	2,166,322
その他	3,024,008	3,004,969
貸倒引当金	△1,335	△1,390
投資その他の資産合計	5,183,684	5,169,902
固定資産合計	20,266,314	20,506,385
資産合計	23,332,116	24,049,616
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,394,779	1,402,557
短期借入金	338,500	1,005,500
1年内返済予定の長期借入金	935,170	999,863
未払法人税等	418,461	82,545
店舗閉鎖損失引当金	16,701	32,915
その他	3,705,574	3,854,726
流動負債合計	6,809,186	7,378,107
固定負債		
長期借入金	3,704,040	3,899,116
資産除去債務	677,816	685,528
その他	2,932,662	2,935,897
固定負債合計	7,314,519	7,520,542
負債合計	14,123,705	14,898,649

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,723,113	2,728,918
資本剰余金	2,719,535	2,725,340
利益剰余金	4,129,889	4,037,645
自己株式	△320,569	△320,608
株主資本合計	9,251,969	9,171,296
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,930	28,971
為替換算調整勘定	△6,774	△4,754
退職給付に係る調整累計額	△78,059	△70,197
その他の包括利益累計額合計	△69,904	△45,980
新株予約権	26,346	25,650
少数株主持分	—	—
純資産合計	9,208,411	9,150,966
負債純資産合計	23,332,116	24,049,616

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	8,658,284	9,187,719
売上原価	2,242,279	2,464,236
売上総利益	6,416,005	6,723,483
販売費及び一般管理費	6,587,770	6,738,629
営業損失(△)	△171,765	△15,146
営業外収益		
受取利息	7,766	6,692
固定資産賃貸料	40,848	51,427
協賛金収入	32,250	32,040
その他	20,428	24,471
営業外収益合計	101,293	114,632
営業外費用		
支払利息	21,329	21,362
固定資産賃貸費用	38,004	49,341
その他	38,836	15,514
営業外費用合計	98,170	86,217
経常利益又は経常損失(△)	△168,641	13,268
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	579	12,175
その他	837	2,101
特別利益合計	1,416	14,277
特別損失		
減損損失	31,711	27,303
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	16,213
その他	34,910	9,795
特別損失合計	66,622	53,312
税金等調整前四半期純損失(△)	△233,847	△25,766
法人税、住民税及び事業税	53,800	57,620
法人税等調整額	△80,174	△12,306
法人税等合計	△26,374	45,313
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△207,473	△71,080
少数株主損失(△)	-	-
四半期純損失(△)	△207,473	△71,080

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△207,473	△71,080
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,980	14,040
為替換算調整勘定	△4,945	2,020
退職給付に係る調整額	-	7,862
その他の包括利益合計	11,034	23,924
四半期包括利益	△196,438	△47,156
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△196,438	△47,156
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

(会計方針の変更)

1. 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が111,088千円減少し、退職給付に係る資産が103,375千円増加し、利益剰余金が139,821千円増加しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

2. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を当第1四半期連結会計期間より適用しております。

なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

当社は平成22年3月31において、店舗建物の賃貸借契約に係る保証金又は建設協力金の返還請求権691,804千円を信託し、信託受益権の一部511,754千円を譲渡しました。

なお、当該譲渡に関して原債務者が、保証金又は建設協力金の返還が不能となった場合など特定の事由が発生した場合、当社は譲渡先に対して当該返還不能となった金額を支払う義務があります。

当該支払義務が発生する可能性がある金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
90,473千円	66,254千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	351,521千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年4月23日 取締役会	普通株式	160,035	10	平成25年3月31日	平成25年6月20日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年4月22日 取締役会	普通株式	160,985	10	平成26年3月31日	平成26年6月20日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△12円96銭	△4円41銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△) (千円)	△207,473	△71,080
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△) (千円)	△207,473	△71,080
普通株式の期中平均株式数 (株)	16,006,273	16,103,829
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。
3. 株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として認識しております。
1株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間250,200株、当第1四半期連結累計期間250,200株であります。

2 【その他】

平成26年4月22日開催の取締役会において、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のように期末配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額 160,985千円

② 1株当たりの金額 10円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年6月20日

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月13日

株式会社幸楽苑

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木和郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 満山幸成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成26年8月13日

【会社名】 株式会社幸楽苑

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町金屋字川久保1番地1
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っています。)
福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長新井田傳は、当社の第45期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。